



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

1108	有害図書等の指定	(青少年・男女共同参画課)	..... 1
1109	生活保護法による介護機関の指定	(福祉保健総務課)	..... 1
1110	保安林の指定予定の通知	(森林整備課)	..... 2
1111	〃	( 〃 )	..... 2
1112	〃	( 〃 )	..... 3
1113	道路の区域変更	(道路保全課)	..... 3
1114	道路の供用開始	( 〃 )	..... 4
1115	道路の区域変更	( 〃 )	..... 4

### ○ 監査公表

監査公表第18号	..... 4
----------	---------

## 告 示

### 和歌山県告示第1108号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成26年8月19日指定した。

平成26年9月2日

和歌山県知事 仁坂吉伸

種別	図書等名	コード番号	発行所名
月刊誌	黄金のGT 9月号	12259-09	晋遊舎
月刊誌	増刊エキサイティングマックス! 9月号	02092-9	ぶんか社
月刊誌	実話ナックルズ 9月号	04877-9	ミリオン出版
月刊誌	実話BUNKAタブー 9月号	05375-09	コアマガジン
コミック	ayaアヤ 9月号	18815-09	宙出版
コミック	恋愛白書パステル 9月号	19625-09	宙出版
コミック	ヤングコミック 9月号	08893-09	少年画報社
月刊誌	俺の旅 9月号	02285-9	ミリオン出版
雑誌	BLACKザ・タブー VOL.13	68512-78	ミリオン出版

### 指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

### 和歌山県告示第1109号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年9月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
医療法人研医会田辺中央病院	田辺市南新町147番地	田辺すみれ訪問介護ステーション	田辺市新庄町田鶴1739番21	訪問介護・介護予防訪問介護	平成26.9.1

### 和歌山県告示第1110号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年9月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 海草郡紀美野町勝谷字上ノサキ276の1（次の図に示す部分に限る。）、276の2、288・301の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字上ノサキ276の1、276の2・288（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、301の1
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び海草振興局地域振興部林務課並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 和歌山県告示第1111号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年9月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 新宮市熊野川町畝畑字掛ケノ山58、59の1、59の3、60、61の1、61の3、62の1、62の3、63の1、63の3、字岩井谷76の1、76の2、76の4
- 2 指定の目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局地域振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第1112号**

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成26年9月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 新宮市相賀字田地1130の1、1131、字冷丸1139、1139の1、1143の1、1148、1163、1165の1、1166から1168まで、1169の1、1171の1、1172から1175まで、1178から1181まで、1188
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字冷丸1175（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局地域振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第1113号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年9月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 370号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
海草郡紀美野町小西字大西385番1地先から同町小西字大西359番9地先まで	旧	6.47 } 13.74	175.69	
海草郡紀美野町小西字大西385番1地先から同町小西字大西359番6地先まで	新	11.10 } 21.32	175.69	

和歌山県告示第1114号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年9月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 海草郡紀美野町小西字大西385番1地先から同町小西字大西359番6地先まで

供用開始の期日 平成26年9月2日

和歌山県告示第1115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年9月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 和歌山橋本線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市遠方字西垣内237番1地先から同市遠方字西垣内218番2地先まで	旧	6.40 } 7.74	146.55	
同上	新	10.56 } 18.19	129.94	

監 査 公 表

和歌山県監査公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成26年7月29日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年9月2日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一

和歌山県監査委員 足 立 聖 子

和歌山県監査委員 井 出 益 弘

和歌山県監査委員 宇治田 栄 蔵

1 監査対象事業会計及び監査実施年月日

監 査 対 象 事 業 会 計	監査実施年月日
和歌山県立こころの医療センター事業会計	平成26年7月29日
和歌山県工業用水道事業会計	〃

和歌山県土地造成事業会計

〃

## 2 監査の結果

## (1) 指摘事項

なし

## (2) 注意事項

## ア 和歌山県立こころの医療センター事業会計

(ア) 医業収益の過年度未収金については、平成25年度末で約3,083万円となり、前年度に比し、若干増加している。

今後も、「和歌山県立こころの医療センター未収金対策マニュアル」により、新規の未収金発生防止を図るとともに、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 緊急修繕でカーテン取付工事を1者見積りにより実施しているが、工事に緊急性が認められず複数の業者から見積りも徴していなかったため、適正に処理されたい。

## イ 和歌山県工業用水道事業会計

超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、旅行命令簿で勤務時間外の用務を命じているにもかかわらず、超過勤務命令がなされていなかったため、適正に処理されたい。

## ウ 和歌山県土地造成事業会計

(ア) 保有土地の販売については、西浜工業団地で10,000㎡の売却を行い努力されているが、平成25年度末現在、未処分地が546,937㎡（事業用借地権設定契約部分75,719㎡を含む。）となっているので、今後とも早期の土地処分について努力されたい。

(イ) 超過勤務命令を行っているが、旅行命令簿が作成されていない旅行があったため、適正に処理されたい。

## (3) 検討事項

なし

## (4) 上記以外の事業会計について、事務の執行は、適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。